

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書にかかる周知事項

キャリアパス要件Ⅰ

イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている	就業規則及び「介護職員キャリアアップモデル」に掲載し、各セクションに設置している
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている	各セクションに設置している就業規則当初規程の綴りに賃金規程の別表として掲載している
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している	就業規則等綴りの各セクションへの設置は周知済み

キャリアパス要件Ⅱ

イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	下記のとおり
イの実現のための具体的な取組内容	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について	計画に沿った、内部研修の実施と外部研修への派遣を行っている
	資格取得のための支援の実施について	法人内奨学金制度の活用、佐老健の実務者研修職制度の活用
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している	HPへの公開、書面の各セクションへの設置

キャリアパス要件Ⅲ

介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設けている。			
イ	具体的な仕組みの内容	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤務年数」や「経過年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	経年ごとに基本給を昇給している。 (賃金規程別表俸給表)
		② 資格に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業するものについても昇給が図られる仕組みであることを要する。	資格に応じて級が上昇する仕組みとなっている。 (賃金規程別表俸給表)
		③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを指す。	年2回の人事考課(MOB・コンペテンシー)により評価

キャリアパス要件Ⅳ

経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。

# 介護職員キャリアアップモデル

職 階	職能基準					人事制度	人材育成制度												人事考課制度					
	等級	業務	能力	資格・免許等	キャリア段位制度相当基準			役職等名称	内部研修						外部研修						昇給昇格賞与考課	評価方法	勤務年数の目安	
					段位レベル	わかる(知識)	できる(実践的スキル)		4月			5月			6月			7月						8月
管理職	9	経営管理	①戦略的な経営計画の企画・立案・推進 ②チームケアの統括管理	・医師 ・都道府県知事の認可				施設長(管理者)	-自己啓発												業績評価	推薦 人事考課 論文・面接		
	8	管理業務	③経営層のサポート危機管理能力 ④プロジェクト管理能力	施設長を補佐するに相当すると評価する資格または経験 ・職業能力開発推進者 ・雇用管理責任者				副施設長事務長																
監督指導職	7	施設運営管理業務	①事業計画策定への提言能力 ②危機管理能力 ③部下の育成能力 ④プロジェクト管理能力 ⑤統率力(士気高揚) ⑥職場の維持管理・人間関係まで含めた総合的な労務管理において適切な判断・対応がとれる		トップ・プロフェッショナル			部長 副部長													能力評価 業績評価(貢献度)	推薦 人事考課 論文・面接 (年次部門目標の評価)	5年以上	
	6	監督業務	①監督力 ②事業計画策定への助言 ③上級者不在時の災害発生に指揮をとることができる ④潜在的な問題について、予知・判断しながら問題提起することができる	・主任介護支援専門員 ・介護福祉士養成実習 ・施設実習指導者 ・認知症実践リーダー研修修了者 ・法令遵守責任者 ・介護支援専門員	プロレベルのスキル 高度な専門性・オリジナリティ ・多様な生活障害を持つ利用者に対する高い介護を 実践 ・介護技術の指導や職種間連携のキーパーソンとなり、チームケアの質を改善			課長	-目標管理活動															
	5	業務指導	①指導力 ②労務管理の手続き等の基礎知識があり、一応の判断・対応が取れる ③達成がかなり困難な課題について、上司の指示によりグループをまとめ問題解決にあたることができる					主任	-管理者研修(基礎コース) -目標管理活動															
業務職	4	上級業務	①業務に関する経験をもとに、複雑な判断を要する業務を遂行できる ②標準的な課題について、上司の指示によりグループをまとめる問題解決にあたること ③下級者の指導を責任者として行うことができる	・介護福祉士 ・認知症ケア専門士	一人前の仕事ができる段階 チーム内でのリーダーシップ ・チーム内でのリーダーシップ ・部下・高配に対する指示・指導 ・アセッサーになれる	レベル 4 介護福祉士であること(国家試験合格) ※介護福祉士養成施設卒業生については、国家試験の義務付け前においては、介護福祉士養成課程修了によりレベル4とする	「基本技術の評価」、「利用者視点での評価」、「地域包括ケアシステム&リーダーシップに関する評価」	副主任 内部研修講師	リスクマネジメント	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	能力評価 勤務成績評価(貢献度)	人事考課 面接(年次個人目標の評価)	2年以上
	3	中級業務	①実務に関する比較的高度な知識及び比較的高度な経験をもとに 応用的判断を要する業務を遂行できる ②問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決を実践できる ③下級者に自己の経験を生かし指導できる	・介護福祉士					感染対策	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	2	定型業務	①社会人・組織人・介護職員として自己を確立する ②通常の業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる ③下級者に自己の経験を生かしアドバイスできる		指示等がなくとも、一人前の仕事ができる ・利用者の上体増に応じた介護や他職種の連携等を行うための幅広い領域の知識・技術を習得し、的確な介護を実践	レベル 3 介護福祉士養成課程又は実務者研修修了 ※介護職員基礎研修修了+喀痰吸引研修修了でも可	「基本技術の評価」、「利用者視点での評価」		衛生管理	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	1	補助業務	①社会人・組織人・介護職員としての基本的なスタンスを確立する ②実務に関する基本的知識をもとに、一般的な判断を要する定型的または補助的業務を遂行できる ③対人援助技術の基本を身につける	・介護職員初任者研修修了 ・介護福祉士養成課程または実務者研修修了 ・介護職員基礎研修修了 ・ヘルパー1級・2級	エントリーレベル 職業標準教育を受けた段階 ・初任者研修により、在宅・施設で働く上で必要となる基本的な知識・技術を習得 一定の指示のもと、ある程度の仕事ができる ・基本的な知識・技術を活用し、決められた手順等に従って基本的な介護を実践 ・一定の範囲で、利用者ニーズや、状況の変化を把握・判断し、それに応じた介護を実践	レベル 1~2 介護職員初任者研修修了 ※ホームヘルパー2級研修又は1級研修修了も含む	【レベル2①】 「基本介護技術の評価(状況の変化に応じた対応を除く)」 【レベル2②】 「基本介護技術の評価」、「利用者視点での評価の一部」「感染症対策・衛生管理」など」	災害時安養	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				

職員への登用  
 常用の職員の採用に際して、現に雇用されている従業員が職員に雇用されることを希望する場合は、これに応募する機会を優先的に応募するものとする。

登用の目安  
 ① 夜勤就業  
 ② 介護福祉士等国家資格の取得  
 ③ 人事考課



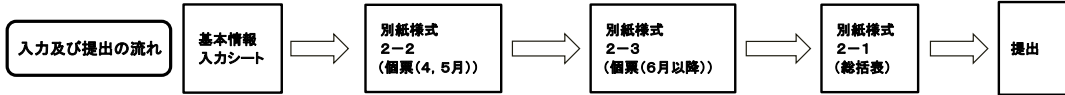
計画書(介護職員等処遇改善加算)  
基本情報入力シート

別紙様式2

●はじめに本シート(基本情報入力シート)のセルに入力することで、申請対象となる事業所等に関する基本的な情報が、各シートに自動的に転記されます。

【重要】本計画書は、介護職員等処遇改善加算の申請様式です。

- 自動転記の仕組みを活用するため、下記の作業フローに基づき、シートを完成させてください。
- 「提出先の自治体名」を記入すると、別紙2-2及び2-3までの「提出先」欄も、自動で更新されます。提出先が正しく記入されていることを必ずご確認ください。



1 提出先に関する情報

加算の届出に係る提出先(指定権者)を入力してください。

提出先

2 基本情報

下表に必要な事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ	イリヨウホウジンセイセイカイ		
	名称	医療法人誠晴會		
法人住所	〒	849	-	1311
	住所1(番地・住居番号まで)	佐賀県鹿島市大字高津原1867番地1		
	住所2(建物名等)			
法人代表者	職名	理事長		
	氏名	納富貴		
法人番号		6300005003409		
書類作成担当者	フリガナ	ドイアキヒロ		
	氏名	土井章裕		
連絡先	電話番号	0954-67-9002		
	E-mail	furusato-no-mori@crest.ocn.ne.jp		



別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 佐賀県

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和8年度)

1 基本情報

フリガナ	イリヨウホウジンセイセイカイ		
法人名	医療法人誠晴會		
法人所在地	〒	849-1311	
	佐賀県鹿島市大字高津原1867番地1		
フリガナ	ドイアキヒロ		
書類作成担当者	土井章裕		
連絡先	電話番号	0954-67-9002	E-mail furusato-no-mori@crest.ocn.ne.jp

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和8年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和8年度の加算の見込額	(a)	55,998,560	円
令和8年度の賃金改善の見込額 ② (①の額以上となること。介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業から賃金に充てた額を除く。)	(b)	56,007,262	円

【記入上の注意】

- ・ (b)には、令和8年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)

別紙様式2-2、2-3「①月額賃金改善要件」の欄から転記				○
① 令和8年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		17,775,490	円	← ○
② 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		54,103,262	円	

【記入上の注意】

- ・ 令和8年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)

別紙様式2-2、2-3「②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)				○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている事業所等については、令和9年3月末までに任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等を行うことを誓約します。				

(3)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

別紙様式2-2、2-3「④キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)				○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに昇給の仕組みの整備を行うことを誓約します。				

(4)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

別紙様式2-2、2-3「⑤キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記				×

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由				○
<input type="checkbox"/>	小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。			
<input type="checkbox"/>	職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。			
<input type="checkbox"/>	年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。			
<input checked="" type="checkbox"/>	その他( QAO-〇に該当 )			

(5)キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)

別紙様式2-2、2-3「⑥キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記				○
-------------------------------	--	--	--	---

**(6)職場環境等要件**

令和8年度特例要件を満たす。	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約します。	○
令和8年度特例要件を満たさない場合、各加算区分の算定に必要な令和8年度中の職場環境等要件を満たす。	○

**【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】**

**該当**

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑪又は⑫は必須)を実施すること。

**【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ、6月以降は新規に対象となるサービスも対象】**

**該当**

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している場合は、⑭の2を選択すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓ ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	✓ ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	✓ ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓ ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	✓ ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	✓ ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	✓ ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	✓ ⑮職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	✓ ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	✓ ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	✓ ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	✓ ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓ ㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	✓ ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	✓ ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
⑳各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施	
㉔の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉔の取組を実施している。	
やりがい・働きがいの醸成	✓ ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	✓ ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓ ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

**見える化要件【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】**

- ・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和8年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	✓	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択	○
	✓	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載	

**(7) 令和8年度特例要件**

生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

<p>○訪問・通所系サービス等について、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みです。</p> <p>○施設・居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等について、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。 (小規模多機能型居宅介護等のサービスにおいては、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みであることにより要件を満たすことができます。)</p> <p>○介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属しています。</p> <p>別紙様式2-2、2-3「⑦令和8年度特例要件」の欄から転記</p>	○
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

**4 要件を満たすことの確認・証明**

- ・以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 ・また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ・令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額について、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たな賃金改善を行います。	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input checked="" type="checkbox"/> 期間中に事業所が休業止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。 また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中(令和9年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
<input checked="" type="checkbox"/> 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。□	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

<p><b>本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。</b></p> <p>令和 <b>8</b> 年 <b>4</b> 月 <b>13</b> 日      法人名 <b>医療法人誠晴會</b>                      代表者                      職名 <b>理事長</b>                      氏名 <b>納富貴</b></p>	○
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

**(確認用) 提出前のチェックリスト**

- ・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

<b>2 賃金改善計画について</b>		
令和8年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		○

<b>3 介護職員等処遇改善加算の要件について</b>			
(1)	月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(3)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(4)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすか、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	○
(6)	職場環境等要件	各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること又は令和8年度特例要件を満たし当該要件に係る取組を行うことを誓約していること	○
(7)	令和8年度特例要件	情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○
		生産性向上や協働化の取組を行っていること	○

<b>4 要件を満たすことの確認・証明</b>		
・	必要な項目が全て選択されていること	○
・	誓約・記名が行われていること	○

別紙様式2-2(個票(4、5月))

法人名 医療法人誠精會

【記入上の注意】  
「オレンジ色」のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先 後援費

経過改善加算(見込額)の合計[円] [別様式2-1 ①の内数]	7,510,860	円
うち、経過改善加算見込相当の1/2(見込額)の合計[円] [別様式2-1 ③④の内数]	2,370,890	円

【記入上の注意】  
\* 改善後の資金が年額440万円以上であることは、経過改善加算による資金改善額を含む金額で判断すること。

⑤キャリアパス要件IVについて(「令和8年度の算定予定」について)

経過改善加算I・IIの算定を届け出た事業所数 [登録人数×平均・総合年度での算定額×] 改善後の資金が年額440万円以上となる者の数	4
改善後の資金要件を満たす職員は0人であること、令和8年度特例要件は満たす事業所数	5
	0

介護保険事業所番号	指定者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	1月あたりの報酬総額(円) (a)	1単位あたりの報酬(円) (b)	令和8年4・5月に算定する経過改善加算の区分	加重率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年4月・5月	経過改善加算の見込額(円) (a×b×c×d)	①月額資金要件		②③キャリアパス要件I・II		④キャリアパス要件III		⑤キャリアパス要件IV		⑥キャリアパス要件V		⑦令和8年度特例要件		記入上の注意		
		月額資金要件Iを満たす	月額資金要件IIを満たす									任用要件・資金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の資金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	改善後の資金要件を満たす職員は0人であること、令和8年度特例要件は満たす/契約する	介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組を実施									
1	4151780022	佐賀県	太良町	介護老人保健施設ふらさとの森	介護老人保健施設	2,838,864	10.00	経過改善加算II	7.1%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	4,031,220	1,249,110	○	○	○	○	2									
2	4151780022	佐賀県	太良町	介護老人保健施設ふらさとの森	短期入所介護(老健)	98,053	10.00	経過改善加算II	7.1%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	139,240	43,140	○	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)								
3	4151780022	佐賀県	太良町	介護老人保健施設ふらさとの森	介護予防短期入所療養介護(老健)	4,035	10.00	経過改善加算II	7.1%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	5,720	1,780	○	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)								
4	4151780022	佐賀県	太良町	介護老人保健施設ふらさとの森	通所リハビリテーション	774,008	10.00	経過改善加算I	8.6%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	1,331,300	410,220	○	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算I							
5	4151780022	佐賀県	太良町	介護老人保健施設ふらさとの森	介護予防通所リハビリテーション	140,382	10.00	経過改善加算I	8.6%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	241,460	74,400	○	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算I							
6	4151780022	佐賀県	太良町	介護老人保健施設ふらさとの森	訪問リハビリテーション	1,457	10.00			令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)																
7	4151780022	佐賀県	太良町	介護老人保健施設ふらさとの森	介護予防訪問リハビリテーション	12,943	10.00			令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)																
8	4151780022	佐賀県	太良町	居宅介護支援事業所ふらさとの森	居宅介護支援	105,530	10.00			令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)																
9	4151780022	佐賀県	太良町	居宅介護支援事業所ふらさとの森	介護予防支援		10.00			令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)																
10	4191700030	併務地区広域市町村圏組合	佐賀県 太良町	グループホームふらさとの森	認知症対応型共同生活介護	238,023	10.00	経過改善加算I	18.6%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	885,440	297,530	○	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算I							
11	4191700030	併務地区広域市町村圏組合	佐賀県 太良町	グループホームふらさとの森	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.00	経過改善加算I	18.6%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)				○	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算I						
12	4191700030	併務地区広域市町村圏組合	佐賀県 太良町	グループホームふらさとの森2号館	認知症対応型共同生活介護	233,370	10.00	経過改善加算I	18.6%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	868,140	291,710	○	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算I							
13	4191700030	併務地区広域市町村圏組合	佐賀県 太良町	グループホームふらさとの森2号館	介護予防認知症対応型共同生活介護	2,240	10.00	経過改善加算I	18.6%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	8,340	2,800	○	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算I							

別紙様式2-3(個票(6月以降))

【記入上の注意】  
「**オレンジ色**」のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

欄別表 数値表

法人名 医療法人誠晴會

合計	全サービス	従前から経過改善加算の対象となっていたサービス	令和8年6月から新たに経過改善加算の対象となるサービス
経過改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 ①の内訳)	48,487,700	48,244,500	243,200 円
うち、経過改善加算見込額の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 ①②の内訳)	15,404,800	15,404,800	円

⑤キャリアパス要件IVについて(「令和8年度の算定予定」について)		
経過改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短所入所・予防・総合事業での重複除く)		4
改善後の資金が年額440万円以上となる者の数		5
改善後の資金要件を満たす職員は0人である、令和8年度特例要件を満たす事業所数		0

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬標準単位数(経過改善加算を算入しない場合) (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	令和8年6月以降に算定する経過改善加算の区分	加算率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	経過改善加算見込額[円] (a×b×c×d)	①月額資金要件		②-③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ		④キャリアパス要件Ⅲ		⑤キャリアパス要件Ⅳ		⑥キャリアパス要件Ⅴ		令和8年度特例要件	記入上の注意		
		月額資金要件1を満たす	任用要件・資金体系の整備等、研修の実施等									昇給の仕組みの整備等	改善後の資金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	改善後の資金要件を満たす職員は0人である、令和8年度特例要件は満たす旨を記載	介護福祉士等の認定要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組を実施									
1	4151780022	佐賀県	佐賀市	大井町	介護老人保健施設ふたの森	介護老人保健施設	2,838,884	10.00	経過改善加算Ⅰ口	9.7%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	27,537,200	8,374,700	○	○	○	○	2	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済				
2	4151780022	佐賀県	佐賀市	大井町	介護老人保健施設ふたの森	短期入所療養介護(夜間)	98,053	10.00	経過改善加算Ⅰ口	9.7%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	951,100	289,250	○	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済				
3	4151780022	佐賀県	佐賀市	大井町	介護老人保健施設ふたの森	介護予防短期入所療養介護(夜間)	4,035	10.00	経過改善加算Ⅰ口	9.7%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	39,100	11,900	○	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済				
4	4151780022	佐賀県	佐賀市	大井町	介護老人保健施設ふたの森	通所リハビリテーション	774,008	10.00	経過改善加算Ⅰ口	11.1%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	8,591,500	2,709,000	○	○	○	○	1	サービス提供体制強化加算Ⅰ	ケアプランデータ連携システムを利用している					
5	4151780022	佐賀県	佐賀市	大井町	介護老人保健施設ふたの森	介護予防通所リハビリテーション	140,382	10.00	経過改善加算Ⅰ口	11.1%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	1,558,200	491,350	○	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算Ⅰ	ケアプランデータ連携システムを利用している				
6	4151780022	佐賀県	佐賀市	大井町	介護老人保健施設ふたの森	訪問リハビリテーション	1,457	10.00	経過改善加算	1.5%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	2,200	0		○	○									
7	4151780022	佐賀県	佐賀市	大井町	介護老人保健施設ふたの森	介護予防訪問リハビリテーション	12,943	10.00	経過改善加算	1.5%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	19,400	0		○	○									
8	4151780022	佐賀県	佐賀市	大井町	居宅介護支援事業所ふたの森	居宅介護支援	105,530	10.00	経過改善加算	2.1%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	221,600	0		○	○									
9	4151780022	佐賀県	佐賀市	大井町	居宅介護支援事業所ふたの森	介護予防支援		10.00	経過改善加算	2.1%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)				○	○									
10	4191700050	佐賀県	佐賀市	大井町	グループホームふたの森	認知症対応型共同生活介護	238,023	10.00	経過改善加算Ⅱイ	20.2%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	4,808,100	1,773,250	○	○	○	○	1							
11	4191700050	佐賀県	佐賀市	大井町	グループホームふたの森	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.00	経過改善加算Ⅱイ	20.2%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)				○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)						
12	4191700050	佐賀県	佐賀市	大井町	グループホームふたの森	認知症対応型共同生活介護	233,370	10.00	経過改善加算Ⅱイ	20.2%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	4,714,100	1,738,600	○	○	○	○	1							
13	4191700050	佐賀県	佐賀市	大井町	グループホームふたの森	介護予防認知症対応型共同生活介護	2,240	10.00	経過改善加算Ⅱイ	20.2%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	45,200	16,700	○	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)						

参考1 (ア)・(イ) (任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等) の概要

(ア) 任用要件・賃金体系の整備等

基準を満たしている又は遅くとも実績報告書の提出までに次の一から三までのすべての基準を満たす。	
一	職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
二	二に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
三	一及び二について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知している。

(イ) 研修の実施等

基準を満たしている又は遅くとも実績報告書の提出までに次の一と二の両方の基準を満たす。	
一	職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見交換しながら、資質向上の目標及びa・bのうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
	一の実現のための具体的な取組内容
	a. 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う。 b. 資格取得のための支援の実施
二	一について、全ての職員に周知している。

参考2 キャリアパス・賃金規程例(小規模事業所用)

例: 訪問系(簡易版)

職位・役職	職責	任用要件	給与 (常勤・月給)	給与 (非常勤・時給)
上級 (主任)	高度な業務の遂行 他の従業員への指導	●年以上	常勤(月給) ・基本給 ●●●円～ ・経験手当 + ●●円 ・役職手当 + ●●円	非常勤(時給) ・ ●●円 ・経験手当 + ●●円
中級	通常の介護業務 他の従業員への助言	●年以上	常勤(月給) ・基本給 ●●●円～ ・資格手当 + ●●円	非常勤(時給) ・ ●●円 ・資格手当 + ●●円
初級	通常の介護業務	入社時～	常勤(月給) ・基本給 ●●●円～ ・資格手当 + ●●円	非常勤(時給) ・ ●●円 ・資格手当 + ●●円

注 「任用要件」欄に記載の勤続年数又は研修の受講状況に応じて昇給するものとし、職位に応じた給与を支給する。  
(研修計画)

- ・ 個別の希望に基づく研修計画を作成し、年●回以上●●研修をオンラインで受講。